

社会福祉法人熊千代会 役員報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人熊千代会（以下、「法人」という。）の役員報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事長に対して役員報酬を支給する。

(支給額)

第3条 役員報酬は月額報酬制とし、法人の運営する施設数、業績、財政状況を勘案し、役員会で協議した上で、理事長が決定する。

(支給日)

第4条 役員報酬は、毎月末日（支給日が銀行休業日の場合は前日）に支払う。

(費用弁償)

第5条 理事、監事及び評議員が理事会及び評議員会に出席する場合、費用弁償分とし、1回 5,000 円を支給する。但し交通費が 5,000 円を超える場合は超えた実費分支給する。また、宿泊が伴う場合は1泊 10,000 円を限度とし実費支給する。

(その他)

第6条 この規定に定めるものの他、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規定は平成 29 年 4 月 1 日から執行する。